

令和5年11月定例会 県土整備委員会（付託）

令和5年12月15日（金）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（10時51分）

これより危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案についてはさきの委員会において説明を聴取したところ
であります。この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 徳島県地域防災計画の修正案について（資料1）
- 第4次徳島県環境基本計画（素案）について（資料2-1、2-2）
- 徳島県GX推進計画（素案）について（資料3-1、3-2）
- 生物多様性とくしま戦略2024-2028（素案）について
（資料4-1、4-2）
- 県有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る実施事業者の公募について
（資料5）

平井危機管理環境部長

この際5点、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

徳島県地域防災計画の修正案についてでございます。

この計画は、災害対策基本法に基づく本県の災害対策の基本となるものであり、防災機
関がとるべき具体的事項等を定めており、毎年この時期に修正を行っております。

今回の修正は、国の防災基本計画の修正と、本県における直近の防災関連施策などを反
映するため、必要な修正や追加を行い、県地域防災計画の進化を図るものです。

主な修正・追加項目といたしましては、まず、（1）初動対応力の強化として、災害対
応の司令塔を担う県災害対策本部の常設化に向けた検討などを追加いたしました。

次に、（2）緊急輸送体制の充実・強化として、今年度新設した東部防災館を災害時の
広域物資輸送拠点として位置付けるとともに、緊急通行車両に係る標章の事前交付などを
追加いたしました。

また、（3）県民への適切な防災情報の発信として、県公式LINE等による発信強化
や、要配慮者に対する多様な伝達手段の確保・整備の推進のほか、（4）多様な主体と連
携した被災者支援として、災害中間支援組織の育成などを新たに盛り込みました。

今後、議会での御論議を踏まえ、徳島県防災会議に諮り、決定してまいります。

続きまして、資料2から資料4についてでございます。

環境基本計画をはじめ、本県の主要な環境関連計画の改定に当たりまして、その進化の
方向性や主な柱立てにつきましては、さきの9月定例会における当委員会で御報告申し上
げたところでございます。

その後の当委員会や本会議での御論議、環境審議会での御意見を踏まえ、この度、各計画の素案を取りまとめましたので、その概要について、順次御説明を申し上げます。

まず、資料2-1を御覧ください。

第4次徳島県環境基本計画（素案）についてでございます。

本県の環境の保全及び創造に関する総合的な計画であります徳島県環境基本計画につきましては、3、基本コンセプトとして、県民が主役となって進めるサステナブルな社会の構築を据え、4、三つの重点戦略等では、かえる、めぐる、まもるの重点戦略と、全てに共通する戦略、県民主役を掲げるとともに、6、重点戦略に基づく主要取組の柱では、これらの戦略に対応するGXとくしま、好循環とくしま、癒しの郷とくしまの三つの柱と、全てに関連する県民主役とくしまを加えた四つの主要取組を柱として構成しております。

7、主な取組内容といたしましては、県民主役の下で、GXや好循環などの一体的推進につながる施策として、まず、GXとくしまでは、脱炭素・三種の神器の導入促進による脱炭素型ライフ・ビジネススタイルへの早期転換等について、好循環とくしまでは、太陽光パネルのリサイクル・リユースシステムの推進によるゼロ・エミッションとくしまの推進等について、新たにお示ししております。

また、癒しの郷とくしまにおいては、活動圏域及び年齢構成に配慮した生物多様性リーダーの育成やエコツーリズムの推進による人材の育成と活動支援等について、県民主役とくしまでは、産学民官連携の新たな拠点を中心とした情報発信、普及啓発の促進による県民主体の自主的な取組の促進等について、新たにお示しするとともに、2013年度比の温室効果ガス排出削減率を令和10年度に46%をはじめとする新たな数値目標を掲げたところでございます。

なお、環境基本計画の詳細につきましては資料2-2を御参照いただければと存じます。

続きまして、資料3-1を御覧ください。

徳島県GX推進計画（素案）についてでございます。

本計画は、本県の脱炭素に関連する徳島県版脱炭素ロードマップをはじめとする5計画を統合し、総合的かつ一体的に推進する計画となるものであります。

本計画においては、6、全体目標でございますが、今回、温室効果ガス排出量に関し、上位計画である環境基本計画と同様、本計画の終期となる2028年度に、2013年度比で46%削減と、国の目標を2年前倒しする目標を、さらに、2030年度には、クリーンエネルギー電力自給率を70%とする目標を新たに設定したところであります。

8、主な取組内容につきましては、クリーンエネルギーの最大限導入、省エネルギー対策の徹底、脱炭素に向けた循環型社会の構築、地域資源を活用した吸収源対策の四つの重点施策と、共通施策となる県民総ぐるみによるGXの加速を設定し、新たな取組として、それぞれの施策に応じた太陽光発電設備・蓄電池・EVの脱炭素の三種の神器の導入促進や、PPAを活用した太陽光発電の県有施設への率先導入、太陽光パネルのリサイクル・リユースシステムの推進、花粉が少なく初期成長が早いエリートツリーへの転換、地域ぐるみでの中小企業に対する脱炭素経営支援などに取り組むこととしております。

GX推進計画の詳細につきましては、資料3-2を御参照いただければと存じます。

続きまして、資料4-1を御覧ください。

生物多様性とくしま戦略2024-2028（素案）についてでございます。

生物多様性とくしま戦略につきましては、戦略の具現化に向けて重視すべき五つの方向性に基づき各種施策を展開してまいりたいと考えております。

具体的には、6、主な取組内容において、新たな取組を中心に掲げているところであり、方向性Ⅰの自然と生き物に優しくエシカルに暮らすでは、活動圏域及び年齢構成に配慮した生物多様性リーダーの育成、方向性Ⅱの生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止するでは、官民協働による特定外来生物の防除の推進、方向性Ⅲの良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進するでは、徳島県版種のレッドリストの改定をお示ししております。

また、方向性Ⅳの自然を活用して社会課題解決を推進するでは、生物多様性に配慮したエコツーリズム等の推進を、そして、方向性Ⅴの生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みをつくるにおいては、行政と関連団体が協働して保全活動を行うプラットフォームの構築について新たにお示するとともに、生物多様性リーダーの育成数等を、7、主な数値目標において設定しております。

なお、本計画の詳細につきましては、資料4-2を御参照いただければと存じます。

以上、概要を御説明いたしました環境基本計画をはじめとするこれら新たな3計画の今後のスケジュールにおきましては、県議会での御論議をいただくとともに、パブリックコメントを実施し、徳島県環境審議会での御審議を経まして最終案を取りまとめ、2月定例会県土整備委員会において御報告申し上げる予定としており、令和5年度中の策定を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、資料5を御覧ください。

県有施設への電気自動車用充電設備導入事業に係る実施事業者の公募についてでございます。

本県においては、運輸部門の脱炭素化に向け、電気自動車の普及加速を図るため、利便性の高い充電インフラ環境を構築すべく、県有施設に初期費用・維持費用ゼロ円モデルを活用した充電設備の導入を行うこととし、この度、実施事業者の公募を開始いたします。

このモデルは、実施事業者が国の補助制度を活用することで、設置先の負担なく設備を導入し、設置・運営費用をEVユーザーからの利用料で賄うビジネスモデルであります。

具体的には、1、事業の概要といたしましては、県有施設のうち集客施設や滞在時間が比較的長い施設を中心に普通充電設備を整備することとし、選定された実施事業者が国補助金を活用し、県有施設の敷地の使用許可を受けて設備を設置するものであり、充電設備の設置から管理、運営まで実施事業者の負担により行うため、県負担の抑制につながります。

2、対象施設といたしましては、アスティとくしまをはじめ、計11施設への導入を予定しております。

次に、3、公募スケジュールについては、12月19日から県のホームページに募集要項を公表し、応募に必要な手続や事業実施の要件を周知した上で、令和6年1月9日まで参加申込みを募り、参加を表明いただいた事業者から1月22日まで企画提案の受付を行い、選定委員会における審査を経て、2月上旬には候補事業者を選定し、その選定結果については当委員会で報告させていただくとともに、各設置予定施設への現地調査を経て、国補助

金の採択後、令和6年度に充電設備を設置してまいりたいと考えております。

報告事項は以上であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

山西委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

先ほど御説明のありました徳島県地域防災計画についてお伺いしたいと思っております。

徳島県地域防災計画は、その実効性が担保されなければ、幾ら計画に新たな項目を盛り込んでも意味がないと思っております。

そこで、徳島県地域防災計画を絵に描いた餅としないために、どのような対策を実施されているのか、教えていただきたいと思っております。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

原委員から、県地域防災計画の実効性を高める取組についての御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、県地域防災計画に記載をした様々な施策ですけれども、これがいざ発災時にいかに実践できるかが重要であると認識をいたしております。

それで、県地域防災計画につきましては、各災害の各フェーズに合わせて、市町村、関係機関が担う役割やとるべき対応を明記しているものでございます。

このため、県におきましては、県地域防災計画に基づき、いざ発災時の対応すべき事項について、県総合防災訓練をはじめ各種訓練を通じて発災時の対応手順とか手法などを検証し、改善すべき点があれば改善をしていくなど、災害対応の実践力向上に向けて常に取り組んでいるところでございます。

また、現場に近い市町村においても、この県地域防災計画を踏まえ、修正内容を市町村地域防災計画に反映していただくとともに、今年度からは修正案にありますように市町村との連携訓練を実施するなど、市町村の取組をしっかりと後押ししてまいりたいと考えております。

今後とも、このような取組を通しまして、徳島県地域防災計画の実効性を高めていきたいと考えています。

原委員

県や市町村において、徳島県地域防災計画の実効性を高める取組は分かりました。

一方で関係機関においても実効性を高める取組も重要だと思っております。

徳島県地域防災計画の修正案については、関係機関も出席する徳島県防災会議に諮るとの御説明でした。

関係機関における実効性を高めるためには、徳島県防災会議の活用も一つの方法であるのではないかとと思いますが、どのようにお考えなのか教えていただきたいと思っております。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

関係機関における実効性を高めるための徳島県防災会議の活用についての御質問でございます。

徳島県防災会議につきましては、災害対策基本法の第14条の規定に基づきまして設置された県の附属機関でありまして、徳島県地域防災計画を作成するとともに、災害時における関係機関との連絡調整を担う機関となっております。

この会議につきましては、知事をトップに国の指定地方行政機関、指定地方公共機関などの代表者に加えまして、知事から任命された市町村長、消防機関の長、学識経験者など80名で構成されております。

それで委員は、日頃から防災活動に携わるとともに、災害現場で経験が豊富な方も多く、いざ発災時には、それぞれの分野で先頭に立って災害対応に当たられます。

会議では、このような防災分野に精通した方々が徳島県地域防災計画について議論をすることで、いざ発災時の対応や手順、方法について認識が深まるとともに、関係者間で認識が共有されますので、関係機関の円滑な災害対応につながるものと考えております。

さらに、徳島県防災会議での知見や徳島県地域防災計画を各関係機関が策定しております防災計画や防災マニュアルなどに反映していただき、それに基づいて訓練を実施することで、関係機関における地域防災計画の実効性がより高まるというふうに考えておるところでございます。

今後とも、県、市町村、関係機関がしっかりと連携をしながら、県地域防災計画の実効性を高め、県民の安全安心につなげてまいります。

原委員

分かりました。

国や県が実施する新たな施策や時代のニーズなどに対応した、より良い徳島県地域防災計画とするためには、日頃からアンテナを高くして防災に関する情報収集に努めるとともに、市町村や関係機関との訓練や会議を通して様々な御意見を聞いて、計画に反映していただき、それを訓練などで検証をして改善することが重要だと思います。

また、徳島県地域防災計画は県域全体の防災計画として、市町村の地域防災計画にも大きな影響を与える重要なものであります。

今後とも、市町村はもとより防災関係機関とも緊密に連携し、全県体制の下で徳島県地域防災計画の改善や計画の実効性を高める取組をしっかりと行っていただき、県民の安全・安心が確保できますようよろしくお願いいたします。

次に、徳島県環境基本計画、生物多様性とくしま戦略及び徳島県GX推進計画の素案について報告がありましたが、まずは徳島県環境基本計画についてお尋ねします。環境基本計画は環境保全等の総合的な計画とのことで、今回の改定に当たって工夫をした点についてお伺いしたいと思います。

美保グリーン社会推進課長

ただいま、原委員から計画の改定に当たっての工夫との御質問を頂きました。

基本計画におきましては、県民主役による持続可能な社会の構築を基本コンセプトに掲げまして、その実現に向けまして、かえる、まもる、めぐるの三つの重点戦略と、全てに共通する取組といたしまして、県民主役を加えました四つの柱で構成をしております。

その上での工夫点といたしましては、県民主役という基本コンセプトや四つの柱ならではの政策を積極的かつ戦略的に位置付けてまいりたいと考えてございます。

例えば、GXとくしまの取組でございます太陽光発電設備の導入促進につきましては、好循環とくしまに掲げます太陽光パネルのリサイクル・リユースの推進と一体不可分の取組でありますとともに、癒しの郷とくしまに掲げます生物多様性に配慮したエコツーリズム等の推進にもつながるものでありますこと。好循環とくしまの広域連携による災害廃棄物の適正処理につきましては、癒しの郷とくしまに掲げますレッドリストの対象となります希少野生生物の保護にもつながるものでありますこと。またこれら全ての取組につきましては、県民主役として、県民の皆様が主体的に取り組んでいただく必要がありますことなど、三つの重点戦略と共通取組をパッケージといたしまして、それぞれを結び付けて相乗効果が発揮できるよう体系化した上で推進を図る計画としているものでございます。

原委員

基本計画は重点戦略とパッケージ化し結び付けるとともに、相乗効果の発揮にも狙いを定めた計画であることは分かりました。

基本計画の推進体制についてお伺いします。

さきの山西委員長による一般質問で、GX推進計画に関して全県民による推進体制の整備が必要ではないかとの問いに対し、産学官民が連携協力し戦略的かつ効果的に行う新たな体制への進化を検討との答弁がなされております。

基本計画においても、全県民で取組は不可欠であると考えますが、目標達成に向けた推進体制の考え方について教えていただければと思います。

美保グリーン社会推進課長

ただいま原委員より、推進体制の考え方につきまして御質問を頂きました。

環境基本計画では、GXの展開や循環型社会の構築をはじめとした三つの重点戦略と一つの共通戦略をパッケージとし、それぞれ結び付け相乗効果が発揮できるよう体系化した計画でございまして、実効性のあるものとしていくためには、委員御発言のとおり、県民の皆様の御理解と御協力の下、全県民による主体的な取組が不可欠であると認識しておるところでございます。

このため、環境基本計画では共通戦略といたしまして、県民主役を掲げまして、県民主役の起点となる新たな拠点の創出によりまして、県民の皆様の取組を推進力としたいと考えております。

原委員がお話しのとおり、山西委員長の一般質問で産学官民が連携協力いたしまして、戦略的かつ効果的に行う新たな体制と御答弁をいたしましたところでございますが、この新しいGX推進体制につきましては、新たな基本計画の推進体制としての機能も同時一体的に担うべく体制整備を図ってまいりたいと考えてございます。

具体的には、現在、NPOとの連携や、県民、企業など様々な主体により環境活動を行

いますとくしま環境県民会議を主な推進体制としているところでございますが、次期計画の推進に際しましては、積極的に脱炭素などに取り組まれている企業、それから最新の情報を持つ大学などの知識、経験、ノウハウを持つ方々との連携も重要なことと考えてございます。

今回の計画策定を機に、既存の連携内容や推進体制を抜本的に見直し、理解促進と主体的な取組につながる普及啓発ができる新たな体制へと進化させ、来年度当初からの始動を目指して検討を進めることとしております。

原委員

分かりました。

目標達成に向けて、県民の協力と取組は必要不可欠でありますので、普及啓発などを包括的に推進できる体制となるよう、検討調整を強力に進めていただきたいと思います。

次に、GX推進計画素案についてお聞きしたいと思います。

先ほど部長から、計画の全体目標に記載のクリーンエネルギー電力自給率について、新たに70%に設定するとの御説明がありました。

非常に高い目標であると受けておりますが、70%とした理由やその狙いを詳しく教えていただければと思います。

小山脱炭素推進室長

ただいま原委員から、クリーンエネルギー電力自給率についての御質問を頂きました。

今回の目標設定に当たりましては、令和5年3月に国において再生可能エネルギー導入に係る標準的な算定方法が示されたことを踏まえ、算定方法の見直しを行いました。

これまで、再生可能エネルギーの発電実績を基礎として独自に算定をしておりましたが、環境省が公表している統計数値を用いた国の標準的な算定方法が示されましたので、それに準じまして設備容量を基礎として算定することといたしました。

これによりまして、天候等によって左右されてきておりましたところ、太陽光発電設備をはじめ、クリーンエネルギーの導入量を的確に反映できるようになりまして、経年の進捗状況が分かりやすくなるほか、環境省が公表している統計数値を用いることで全国との比較が容易になるといったメリットもございます。

2030年度目標につきましては、この算定方法の見直しに伴い再計算いたしました結果、2021年度実績として29.1%であったものが、39.7%と上方修正になることに加えまして、去る12月9日に営業運転を開始しました徳島津田バイオマス発電所などの大型設備が稼働したことや、再生可能エネルギー導入に係る施策効果や省エネ効果なども反映いたしまして、従来の50%超という目標を見直しまして、新たに70%に設定することとしたものでございます。

高い目標を設定することで、カーボンニュートラルに向けた県民意識の高揚を図りまして、脱炭素型ライフスタイルへの転換をはじめ、県民総ぐるみの取組を加速させたいと考えております。

原委員

分かりました。

国の算定方法に準ずるということで、他県との比較も容易になるほか、現在県が進めている太陽光発電設備等の導入支援など、施策効果も検証できるので、PDCAサイクルを回す上でも妥当なものだと考えます。

それでは、その70%の目標に向けて今後どのように取り組んでいくのかを教えてください。

小山脱炭素推進室長

ただいま原委員から、70%の目標達成に向けた取組について御質問を頂きました。

目標の達成に向けましては、本県クリーンエネルギーの20%を占めます企業局等の中水力発電の安定的な運営はもとより、導入までの期間が比較的短い太陽光発電をはじめとした、その他のクリーンエネルギーの最大限導入を図る必要があると考えております。

このため、現在進めている環境省の交付金を活用いたしました太陽光発電設備と蓄電池の導入に係る支援策について更なる充実を図るとともに、PPAを活用した県有施設への太陽光発電設備の率先導入を着実に進めることや、それを受けた市町村施設への横展開で地域脱炭素の取組の推進であるとか、地域と共生した再生可能エネルギー導入に向けまして、あらゆる施策を総動員してまいりたいと考えております。

原委員

クリーンエネルギー自給率70%は、かなり意欲的な目標を設定されていると感じました。

ただ、先般アラブ首長国連邦で開催されたCOP28では、気温上昇を産業革命前から1.5度以下に抑えるために、我が国も含め118か国が2030年までに再生可能エネルギーの導入を3倍に拡大するとの誓約をしたところであります。

県において、目標の達成のみならず更なる高みを目指し、地域と共生をしたクリーンエネルギーの最大限の導入に向けて、新技術の活用を含め確実に取り組まれるよう要望しておきます。

続きまして、生物多様性とくしま戦略2024-2028（素案）についてお伺いいたします。

戦略の方向性Ⅰ、自然と生き物に優しくエシカルに暮らすの主な取組内容に人材の育成を掲げていることは大変大事だと思います。

その内容として、活動圏及び年齢構成に配慮した生物多様性リーダーの育成とされていますが、具体的にどのように育成を進めていくのか、現時点で言える範囲で結構ですので教えてください。

美保グリーン社会推進課長

ただいま原委員より、生物多様性リーダーの育成についての御質問を頂きました。

生物多様性の保全の取組を推進するためには、生物多様性の普及啓発や保全活動の担い手となり、かつ牽引していただく人材が不可欠でございますことから、平成26年度に人材育成研修を開始し、これまでの10年間で132人の生物多様性リーダーを育成してまいりました。

生物多様性リーダーの方々につきまして、40代以上の方は約3割、10代の方が約6割となっておりますが、10代の方々につきましては、進学や就職等により継続的な取組が進んでいない状況となっております。

また、住所地につきましても約9割の方が県の東部圏域となっておりますが、豊かな自然を誇ります南部や西部にお住まいの方が少ない状況となっております。

今後生物多様性リーダーとして、担い手や牽引役として、また新たに組み込むエコツーリズムの推進力として一層活躍いただくために、リーダーの構成として、少ない年齢層や地域を対象とした研修の開催、フィールドワーク実施場所の多様化など研修を受けやすい環境整備を進めまして、持続可能な生物多様性活動につなげてまいりたいと考えてございます。

原委員

生物多様性の維持向上にも、担い手や牽引役となつていただく人材は不可欠でありますので、本県の豊かな自然を継承していくためにも、地域に根差し年齢や圏域のバランスを重視して持続可能な活動が行える人材育成施策を推進していただけるようお願いいたします。

次に、今回御報告いただいた県有施設への電気自動車用充電設備導入事業についてお伺いしたいと思います。

この初期費用・維持費用ゼロ円モデルは、設置先の負担がないことから市町村や民間から宿泊施設等も導入しやすい整備方法だと思いますが、県有施設に導入することに当たって、この整備手法を選んだ狙いを詳しく御説明いただきたいと思ひます。

小山脱炭素推進室長

ただいま原委員から、県有施設への充電設備の導入事業についての御質問を頂きました。

充電器の導入につきましては、これまで設備を導入しようとする施設などが費用を負担して導入してきたケースが多かったと思ひますけれども、設置費用が高額であることや保守メンテナンスなど維持費用が継続的に掛かるなどの理由によりまして、全国的に設置数が伸び悩んでいる状況にございます。

また全国的に耐用年数を迎える充電器が増加しておりまして、費用の問題から更新されずに故障したまま放置されるといったケースも出てきているとの報道もあるところでございます。

こうした中、国におきましては本年10月に充電インフラ整備促進に向けた指針を策定しまして、国の補助制度を通じた民間投資を促すことで、効率的な整備を図ることとしております。

現在この補助制度を活用し、設置先の負担を軽減するなど多様なサービスが展開されてきているところでございます。

この度の県有施設の導入に当たりましては、今申し上げました課題をクリアし、利便性が高く持続可能なEV充電環境を整備するために、この初期費用・維持費用ゼロ円のビジネスモデルを活用することとしたものでございます。

このモデルを活用して県が率先導入することで、市町村や民間施設への横展開によりま

す県下全域への普及拡大が期待できるほか、利用に際してカード決済やスマホ決済など多様な決済サービスにも対応しておりますので、県民の皆様をはじめEVユーザーの利便性の向上にもつながるものと考えております。

原委員

国の補助制度を活用した民間アイデアを県有施設にいち早く取り入れて、広く県内への普及拡大につなぎたいということで、これが実現できれば設置先の負担が抑制されるだけでなく多様な決済サービスにも対応でき、県内外からの旅行者にとっても非常に利便性の高いものになることが期待できると思います。

では、次に今回の設置対象施設の選定の考え方や、なぜ年度内に事業者を公募する必要があるのか、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

小山脱炭素推進室長

ただいま原委員から、今後のスケジュールについての御質問を頂きました。

この度の設置対象施設の選定に当たりましては、あすたむらんどやアスティとくしまなどの観光集客施設のほか、障がい者交流プラザなどの比較的長時間の滞在が見込まれる施設を中心に、利用状況と駐車スペースなどを勘案して選定することといたしまして、まずは資料に記載の11施設について先行的に導入をさせていただくことといたしました。

その他の施設についても、今回整備する施設の状況や国の補助制度の募集状況等も見ながら、順次拡大していきたいと考えておるところです。

一方で、このビジネスモデルにつきましては、国の補助制度を活用することが前提となっておりまして、さきの臨時国会で成立した補正予算分については、早ければ令和6年3月にも募集が開始される可能性があるため、国の募集に遅れることなく申請できるようにあらかじめ実施事業者を選定し、現地調査などの準備を進めるために、このタイミングで公募選定手続を行うこととしたものでございます。

令和6年4月以降、可能な限り早期に整備が進められますよう、円滑な公募申請に向けまして、着実な準備を進めてまいりたいと考えております。

原委員

国の財源を積極的に活用するためには、今から準備を開始する必要があるとのことよく分かりました。

国も2030年に向け、補正予算や来年度の当初予算でEV関係の予算を大幅に増額して集中的な取組を進めようとしています。この機を逃すことなく県内での充電インフラ整備を進めるため、しっかりと準備を進めていただきたいと思います。

なお、環境関係の3計画とも素案ということで、これからパブリックコメント等を通じて、また具体的な取組についても令和6年度予算等を通じて更なる充実が図れることになることに期待しております。

また充電インフラ整備は、EVで安心して移動できる県として、徳島の新たな魅力にもつながると思います。

それぞれ確実な推進に向け、今後とも努力していただけるよう要望して質問を終わります。

す。頑張ってください。

古川委員

私からも何点か聞きます。

まず、今幾つかの計画の素案を説明いただいたんですけども、先ほどありましたように、今後2月定例会で最終案ということになり、今聞いただけではほとんど分からないので、2月定例会までの間にまた見なければいけないなどは思っていますけれども、少し気になったとこだけ今聞かせてもらいます。

まず、地域防災計画なんですけれども、この中に災害中間支援組織の育成という項目があります。

この中間支援組織って直接ではないと思うんですけども、DWA Tというのかな、DMA Tの福祉版とかいうのは、徳島県においては、今検討状況はどんなことになっているか教えていただけますか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

地域防災計画に関連して、DMA T福祉版ということでお話を伺いました。

私どもは、直接福祉版のDMA Tを所管しているわけではございませんけれども、いろいろ医療とか精神とか様々な分野でいつでも災害時に行けるよう体制の検討を進めていたり、既にあったりということで、対応できる体制にはしていきたいと考えております。

古川委員

どちらかという福祉のほうが所管になっているので、余り分かってないみたいな感じなんですけども、これでも地域防災計画って全体をカバーしている計画なんで、そのあたりの認識は持ってほしいなと思います。

いわゆる発災した地域には、いろんなニーズがあって、本当に施設が回っていかないんですよ。

例えば、熊本地震なんかは熊本市とかの福祉避難所をたくさん指定していたけど、人手がなく、ほとんど開設できていない状況。地元も被災しているんだから、他の人まで受け入れるのは無理なんですよ。

そういう意味で、あらかじめ派遣できる福祉職員をDWA Tと言って、DMA Tみたいな感じで、それが結構全国的に広がっているっていうのは聞いておりますので、徳島県も是非、そのあたり認識を持ってやってほしいなというのが1点です。

あと、クリーンエネルギーです。

先ほどGXの計画の中で、前回に計画もいいけど具体策が大事だということをやったので、割と具体策が見えるような出し方をしてくれているのかなと感じていますけれども、先ほども聞いたクリーンエネルギー電力自給率って、まずこれは県内で電力をどれだけ使っているかが分母で、実際にクリーンの発電量でなくて施設の発電容量が分子ということによろしいんですか。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、クリーンエネルギーの電力自給率の計算方法についての御質問を頂きました。

委員のおっしゃるとおり、分母については県内での電力の需要と言いますか、使用量でございまして、分子については県内のクリーンエネルギーの発電設備の容量ということに今回国の標準的な算定方法が示されましたので、その方法を採用することといたしました。

古川委員

分かりました。

その国が示した標準的な算定方法で計算し直すと、直近の値が2021年なんです。

2021年で29.1%と言っていたのが、39.7%までになったということですね。

今回70%までもっていくという目標で、さっき聞いたら、企業局の水力発電なんかをしっかりと維持した上で、太陽光を最大限に導入していくということで、今の水力発電等を維持できた場合、70%までだったら太陽光発電でどれぐらい入れないといけないというのは大体計算できているんですか。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、クリーンエネルギーの電力自給率の目標に対する太陽光発電設備の割合についての御質問を頂きました。

70%の割合につきましては、今、企業局をはじめとした中水力が20%、そのほかに大きいものとしましては、実は令和5年度において四国最大級の発電所が2か所営業運転を開始したことによりまして、バイオマス発電20ポイント程度の上積みを見込むことができまして、そのほかの太陽光発電設備については、事業用と家庭用を合わせ27%程度にするように導入を増やしていくということで考えているところでございます。

古川委員

27%にするには、具体的にあと何枚ぐらい付けなければいけないのか、また次回、そのあたりで踏み込んできちんと把握をしておいていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、最終案がまた2月に出てくるということで、またしっかりと見させてもらいたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと何点かあるんですけど、まず、前の委員会のときに6月補正で予算計上しています補助の制度ですね。

環境の関係の太陽光とかEVとかZEHとかの補正予算を組んで6月補正でしていますが、この執行状況を教えていただけたらと思います。

太陽光発電と蓄電池、ZEH、電気自動車とV2Hの導入の今の執行状況、あのときには予算をたくさん確保してくれているのは本当に大事でいいと思うけれども余らせたらいけないということで言わせてもらったと思うので、そのあたりの執行状況を教えてください。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、6月補正で計上した予算の執行状況についての御質問を頂きました。

予算の執行状況としましては、令和5年6月補正予算成立後に周知期間を経まして、8月9日から申請の受付を開始したところをごさいます。11月末現在で、まず自家消費型の太陽光発電と蓄電池の設置では、予算各50件を見込んでいたところ40件が交付決定済若しくは審査中という状況をごさいます。年度内に50件全てを事業執行できる見込みでございます。

ZEH省エネ住宅の新築につきましては、予算100件のうち24件が交付決定済及び審査中をごさいます。年度内に30件程度の事業執行を行える見込みでございます。

一方で、電気自動車とV2Hの導入につきましては、予算各20台ということになってございますが、今既に交付決定したのが1件となってございます。世界的な半導体不足などによる納車の遅れなども影響しまして、年度内に2件程度の執行にとどまる見込みでございます。

古川委員

三つ枠があって、太陽光発電と蓄電池は50件中50件いけそうですけども、ZEHのほうは100件中30件、7割ぐらい残りそうだと。

V2Hと電気自動車は20件中2件ぐらいと、かなりたくさん残るということになって、この年度末に向けて今後どうやって使っていくのか、周知していくのかとか、あと太陽光発電、蓄電池がとにかくもう全部使われてしまうというんですか、枠間での流用などはできないのか、そのあたりはどうですか。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、予算を今後どうやって周知していくのか、それと予算総枠の有効活用ということでの御質問を頂きました。

周知広報につきましては、補助要綱の制定後に県民や県内の事業者の皆様向けにプッシュ型の分かりやすい周知広報に努めてきたところをごさいます。具体的に言いますと、県のホームページにおいて、申請手続やQ&A、分かりやすい事業説明とか申請方法を掲載させていただくとともに、経済的メリットとか、メンテナンスに掛かる費用等の試算も実例を挙げて御案内をさせていただいているところをごさいます。

また、県政だよりOUR徳島や県庁だよりを活用するとともに、ケーブルテレビの番組あわりポ！を活用しまして、繰り返し県民の皆様に向けたきめ細やかな情報発信にも努めてきたところをごさいます。

また、補助金の申請に当たりましては、県内の事業者の皆様の御協力も大きいと考えましたことから、ハウスメーカーや工務店、自動車の販売店等を直接訪問しまして、事業者の方向けの説明会を開催させていただいたり、EVの普及啓発イベントなどにも積極的に出展をいたしまして、いろんな機会を通じまして周知広報に努めてきたところをごさいます。

委員お話し of 柔軟な総枠の活用ということで、本事業に活用しております環境省の地域

脱炭素移行・再生可能エネルギー推進交付金につきましては、国と協議が整いましたら事業計画内であれば進捗状況に応じて事業間調整することが可能と言われておりまして、交付金を無駄なく活用できますよう事業の執行状況も見極めながら、必要に応じて環境省との協議も行ってまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。

年度内も少なくなってきたので、前にも言ったようにできるだけ余らせないように、しっかりと周知に力を入れてもらって、国とも協議して流用できるのなら流用していただくと。一步でも前に進めるように執念を持ってやっていただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、この間の私の一般質問で、知事から来年度に向けてかなり踏み込んだ補助制度、県の事業、取組をやるという答弁を頂いてはいますが、今の時点でどのような方向性、今あるのを膨らますのか、若しくは新しいことを考えているのか、そのあたり教えていただけたらと思います。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、来年度に向けてどのようなことを考えておられるのかという御質問を頂いたかと思っております。

今、6月補正で計上しました太陽光発電、蓄電池につきましては、購入される方を対象とした補助事業ということになってございますけれども、PPAを普及させるという意味合いで、そういったものに対する支援制度ができないかということも検討しているところでございます。

また、EVにつきましても更なる導入拡大が図られるように、ディーラーの皆さんの御意見なども伺いながら、新たな制度ができないかというあたりも今検討しているところでございますが、今の状況下では、申し訳ございませんが、はっきりしたことを申し上げることができません。

古川委員

分かりました。

家庭版というか、個人版のPPAなんですね。是非実現してほしいなと思いますし、しっかりと事業者さんの声とかも聞いて、私もこの間この補助金を使えましたというような事業者を訪問して、社長さんともいろいろ話もしました。

社長さんの希望として、現場の声として一つあるのは、こういう太陽光発電と蓄電池はセットで。それから、電気自動車とV2Hもセット。これはいいのですが、既に太陽光発電は設置している、あと電気自動車も持っているという方がおりますが、そういう人は対象にならないわけでしょう。セットですから、せっかく先行投資をしてくれているのに、逆に意識の高い人が損しているのかなって言うようなところが見受けられるという話があります。確かにそうかなと。なので、先行して持っている方については、それが証明できればこっちだけでも構わないみたいな柔軟な対応ができれば、どうやって確認する

かっていうのがあると思いますけど、そのあたりを考えていただけたらなということをおっしゃっていただきましたのでお伝えをしておきます。

あと、EVにかなり力を入れていくという感じなんですけど、EVの元の電気の作り方にこだわっていかないと。化石燃料でどんどん電気を作ったのEVではいけないのかなと思っていますので、このあたりもしっかりとこだわってやっていってほしいなと思っています。

あともう1点は、前も言いました先行地域の取組です。

第4回の選定が終わって、今回残念ながら三好市は駄目でしたということで、前回まで62地域だったのが今回12地域増えて74地域までできました。

100地域のうち、残りあと26地域となって、空白県も四つ減って15だったのが11ぐらいになったんですかね。徳島を含めた空白の県も少なくなっている状況で、この資料を見ていると2025年と言っていたんですけど、来年度もうあと2回ぐらいやったら終わりみたいな感じになってきたので、注釈に2025年度を待たず終了する可能性がありますとまで書かれています。

本当に残り少なくなってきたのかなって感じがしますので、何とか執念を持って一つ取りにやってほしいなと。ここは何とかやってほしいなと思っています。いろいろ総評なんかを見ていて、ハードルは段々高くなってきているのかなって感じがします。

今回選定されなかった提案の総評なんかは出ているんですけど、今回の三好市の提案のこの部分、どういったところがまだ足らなかったかなと認識されているのか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、脱炭素先行地域について今回選定に至らなかったそのあたりの分析についての御質問を頂いたかと思えます。

個別の選定結果についての理由までは公表されてございませんので、具体的にこの部分が駄目だったということをおっしゃることはできないのですが、先行地域の選定結果の評価委員総評というのが公表されておまして、その中では、先進性やモデル性、また地域経済循環への貢献とか事業性を今回特に重視したと書いておりました。今回選定された12件の計画提案につきましては、地域課題の解決に向けたストーリーがしっかりと構成されて、何らかの軸となる地域特性の活用があることとか、あと取組の成果が地域内で裨益して、その地域内で資金やエネルギーが循環するというところで、雇用の創出とか経済の活性化につながるといったことや、あと実施事業者間の役割分担とか合意形成の状況などで事業を実施する上での継続性が確認できることといったことが高く評価されているように感じておまして、選定されなかった提案につきましては、そういう部分が十分ではなかったのかなというふうな受け止めておるところでございます。

古川委員

今の言い方だったら、全般的に熟度が足らなかったと受け止めているのか、個別のことは余り悪くは言いたくないので単なる一般論で言っているのかどうか分からないんですけど

れども、そこを更に聞いてもなかなか言いにくいところもあるかなとは思いますが、全体的にそのあたりに踏み込んでしないと、足らざるところを補っていかないといけないなと思いますので、このあたりしっかりと評価をした上で、何とか進めていただきたいと思うのです。

いろんな全国的な事例を見ていると、かなり大きい例がいろいろあるので、徳島県で何がやれるかっていうと本当に厳しいなという感じを受けてます。なかなか核になってくれる民間団体とか事業者とかがないのかなっていう気はしています。

昔、循環型社会の法律ができていってエコタウン構想というのがあって、それもかなり徳島県は力を入れてやったんですけど、なかなか核になってくれる企業というのがなくて、これもものにはならなかったのですよ。

そういうがあるので、そこらに期待するのではなくて、県で企業局を核にしてとか、今回熊本県なんかは県を中核としてやっているというモデルがあるので、県が主導して自治体を巻き込んだモデルとか、そのあたりが今までの中にあるのかどうか、僕も全部は見えていないのですけれども、これから民間に期待するというのは無理なのかなっていう気もするので、そのあたりを踏み込んで考えてほしいなと思っています。まだ時間がありますので検討いただけたらと思います。

あと最後1点だけ、これも現場を見せていただいたんですけども、先ほどの防災計画の中にも出てきました、沖洲に新しくできた東部防災館です。これも県の場合、造るときは結構いろいろ考えて金を掛けてするんですけど、その後追加投資とか、指定管理者に任せ切りみたいところがあるような感じもします。とにかく使ってもらわないと、使ってもらっていうのにこだわっていかないと。造ったすぐにいろんな課題も見えてくると思うので、そのあたり今の状況どうなのか、どう手当てしていくのかっていうところが聞きたいなと思うのですけれども。

松本事前復興室長

ただいま古川委員より、東部防災館おきのすインドアパークの現状につきまして御質問がございました。

委員がおっしゃいますとおり、東部防災館おきのすインドアパークにつきましては、災害時には広域物資輸送拠点、また平時には家族で1日過ごせるにぎわい拠点としてリバーシブルに活用していくことが重要でありまして、それをしっかりと周知していくことが重要であると考えております。

去る9月17日に全面オープンいたしまして、約3か月がたっておりますが、来館状況としましては、館内のスポーツ施設ですとか、キッズパークをはじめとしました子育て支援施設を中心に、平日は1日平均約150人、週末には1日に500人以上来館いただくなど、多くの県民の皆様にご利用いただいているところでございます。

中でも、去る12月10日には県スポーツ振興課主催のファミスポカーニバルが同館で行われまして、スポーツの魅力を伝える体験型イベントに幅広い世代の県民の皆様約1,000人を超える来館者があったところでございまして、来館者数につきましては順調かなと思っております。

これに加えまして、指定管理者におきまして、オータムフェスティバルですとか、ク

リスマスイベントなど創意工夫を行いながら県民向けの多彩なスポーツ、カルチャー講座等を企画しておりまして、今後更なる利用者の増加が見込まれるものと考えております。

開館してからの課題でございますが、メインコートをはじめ平日昼間の利用がなかなか少ないというところもございますので、そういうところをしっかりと周知をしていきたいというところがございます。

また、先ほど申し上げましたように、広域物資輸送拠点としての面、また、この施設は災害時に約3,000人を受け入れることができる津波一時避難場所として指定されていることもございます。

このようなところで、地域の拠点施設として、しっかりと県としても周知を図っていく必要があると考えております。

今後とも、東部防災館おきのすインドアパークが県民の皆様に親しまれるにぎわい施設として、幅広く活用いただけるよう引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。

今のところ、それなりに利用はされているということで、あと、造るときに100%想定して完璧なものは絶対できませんので、今の最初の段階で多分いろんな不都合なところが見えてきていると思います。そのあたりしっかりと最初の投資が必要かと思っておりますので、財政課は嫌がるかも分かりませんが、そのあたりは嫌がってもしっかりとやってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

近藤委員

私からは、動物愛護について質問させていただきます。

動物愛護については、9月議会で当会派の代表質問で岸本議員も質問をしておりましたが、違った目線での質問になります。

県は犬猫の殺処分ゼロを目指していると聞いておりますが、現状どうなっているのか数字をお聞かせください。

まず、動物愛護管理センターにおける令和4年度の犬猫の捕獲数と民間愛護団体とかの個人にきた譲渡数、それと譲渡先が見付からず、残念ながら殺処分された数を教えてください。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま近藤委員から、令和4年度における動物愛護に係る実績値について幾つか御質問を頂いたところでございます。

まず、令和4年度における犬猫の収容頭数でございますが、907頭でございます。そのうち犬が765頭、猫が142頭の収容でございます。そのうち捕獲した犬の数は386頭でございます。

収容した犬猫につきましては、収容棟の入り口におきまして、健康診断等を行いまして、また、病気まん延防止としてワクチンの接種を行ってまいります。

その後、法に基づき犬猫の特徴などの情報について公示を実施し、また、公示期間終了後は動物の選定基準に基づいて複数の獣医師により譲渡適性を判定しているところがございます。

その結果、適性に問題がないものにつきましては譲渡に取り組みまして、攻撃性があったり人間社会に対し順応できないなど、譲渡できないと判断した犬猫については残念ながら殺処分になります。

令和4年度の譲渡数につきましては470頭となっておりまして、その内訳として、一般の方に譲渡した数が124頭、県の登録を受けた愛護団体は30団体ございますが、協働しまして346頭を譲渡したところがございます。

県のこれまでの取組といたしましては、獣医師会や市町村と連携した不妊去勢手術の推進であるとか、マイクロチップの装着の推進、クラウドファンディングを活用した県外への譲渡の推進を行っているところがございます。その結果、犬及び猫の殺処分数は年々減少傾向にあります。

令和4年度の殺処分数は収容中に死亡した41頭を含めて犬猫合わせまして288頭と、開所当所、平成15年の1万263頭と比較しまして2%程度まで減少している状況でございます。

さらに、病気、攻撃性、収容中の死亡により、やむなく殺処分となったものを省いた、これらを定義として助けられる犬猫と言っているんですが、その殺処分数は令和3年度からゼロを継続しているところがございます。

今後におきましても、助けられる犬猫の殺処分ゼロを継続することで、殺処分の削減につなげてまいりたいと考えてございます。

近藤委員

徳島では、殺処分はゼロになるんですか。その状態ですか。

病気とか狂暴性で譲渡先が見付からないという感じの処分数を省いて、譲渡先が本当に見付からずに残念ながら処分された数というのはゼロでよろしいのでしょうか。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま近藤委員から、本当にゼロかという内容の御質問を頂いたところでございます。

病気、狂暴性、また収容中に死亡したという部分を除いて譲渡先が見付からずに殺処分した数は、令和3年度からゼロが続いております。

近藤委員

それはすばらしいというか、本当に有り難いことかなと思っております。

全国でも、今殺処分ゼロの自治体はかなり増えてはきていると思うのですが、今把握している段階でそういう自治体の数と、あとどういう取組をしているのか、もし分かれば教えてください。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま近藤委員から、全国で殺処分ゼロの自治体はどれぐらいあるのかというのと、その取組状況についての御質問を頂いたところでございます。

各自治体におきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の第6条に基づいて、動物愛護推進計画を策定してございまして、人と動物との共生する社会の実現を図ることを目的に様々な事業が全国で展開されているところでございます。

本県におきましても、徳島県動物愛護推進計画に基づきまして、人と動物がともに暮らせるとくしまづくり、この実現に向けまして、助けられる犬猫殺処分ゼロを目標に譲渡交流拠点施設きずなの里を拠点としまして、官民協働による各施策の取組を進めた結果、令和3年度から2年連続で助けられる犬猫殺処分ゼロを達成しているところでございます。

全国状況につきましては、環境省が公表している直近の令和3年度のデータで申し上げますと、本県をはじめ21都道府県で助けられる犬猫殺処分ゼロを達成してございまして、本県と同様にこの計画の中に不妊去勢手術の推進であったり、マイクロチップ装着、所有者明示の掲示、譲渡の推進というのを計画に取り組んでいるところでございます。

今後とも、助けられる犬猫の殺処分ゼロを維持するためにボランティア団体をはじめとする関係者の皆様方と連携しながら取り組んで進めてまいりたいと考えております。

近藤委員

引き続き取組をしてもらいたいのですが、予算が必要にはなってくると思います。奈良県奈良市とかだったら、ふるさと納税を使って予算を組んだり、また、クラウドファンディングで予算を組んで、継続的に殺処分ゼロの取組をずっと続けておりますので、そういう部分も参考にしたらどうかなと考えております。

あと、実際に狂暴性がある犬とか猫を殺処分する場合に、職員の方のメンタルヘルスの問題があると思うのですが、実際にそういうふうな殺処分に携わる職員さんというのは、かなり大きなストレスを抱えると思うのですが、そういう職員の方へのストレスチェックとかメンタルヘルスケアというのは、現状どうなっているのでしょうか。

中村動物愛護管理センター所長

ただいま近藤委員から、職員のメンタルケアについてどうしているかという内容の御質問を頂いたところでございます。

当センターの業務は、委員のおっしゃるように放浪犬等の捕獲であったり、収容、殺処分というような、他の行政機関各部署には見られない極めて特殊な行政機関でございます。

しかしながら、獣医師は動物を助けるために目指した者が大半でございまして、全ての犬猫を助けることを目指していることから、殺処分についての葛藤はございます。

また、動物愛護管理センターには年間約2,500件の苦情や相談が寄せられてございまして、対人業務に気を遣う必要があることから、かなりのメンタル面の心配がございまして、

そのため、一人の職員に偏ることのないように、令和2年度には電話対応マニュアルを作成いたしまして、会計年度任用職員にも担っていただくという形で研修を行ったり、また、令和4年2月には電話に録音機能が付いた自動音声システムを導入するなど、職員への負担軽減を進めているところでございます。

また、メンタルヘルス対策といたしましては、県が実施してございます心の健康相談の御案内であったり、福利厚生ポータル心の健康診断を実施いたしまして、必要に応じて産業医との面談を活用している状況になってございます。

近藤委員

引き続き、職員の方のメンタルヘルスの継続をお願いいたします。

私が調べた都道府県の犬の殺処分率は、令和元年度でワースト5に徳島県が入っていたので、それを考えたらかなり改善されたのかなと安心しております。

先日、テレビで悪徳ブリーダーが繁殖期を終えた繁殖犬、柴犬とか秋田犬を山中に不法遺棄していて、それが社会問題になっているといった放送がありました。

まず、不法遺棄がなくなったら捕獲数がゼロになって当然殺処分もゼロになると思いますので、その不法遺棄をなくすためにも、県民に対しての動物を飼う責任、終生飼養、その啓発というのを今後もっとしてもらいたいのと、またそういった悪徳ブリーダーに対しての指導とか取締り、これは管轄が変わるのかもしれませんが、是非連携をしてもらいたい。

また、マイクロチップの装着の範囲ですが、今だったらペットショップであったりブリーダーさんだけになっていますが、その範囲をとにかく拡大して数多くの飼い犬、飼い猫にマイクロチップを装着してほしいと考えております。

今日、大谷選手の愛犬の名前がデコピンというのがトップニュースでずっと流れていましたけども、皆さん愛犬、愛猫家というのは数多くおいでにはなっております。

私も、個人的に盲導犬の育成と啓発のボランティアをもう20年ぐらやっていますので、どうしても動物愛護の目線で言うてしまうのですが、今後ともずっとゼロが継続するように是非お願いします。

山西委員長

小休します。（12時07分）

山西委員長

再開します。（12時07分）

岡田（晋）委員

元気とくしまの岡田晋です。質疑をさせていただきます。

グリーン社会推進課にお聞きします。ごみの資源化啓発の取組についてであります。

G X戦略担当の事務分掌にマイバッグ、マイボトルの運動及びプラスチックごみ削減並びに食品ロス削減の推進及び普及啓発に関するのとありますので、お聞きします。

私が見付けた県庁1階に設置されている分別ごみ箱は、廃棄プラスチック専用、可燃ごみ、シュレッダー紙の3分別でした。

県庁は事業所なので県庁から排出されるごみは事業系一般廃棄物です。一般廃棄物は資源循環ができる品物がたくさんあります。

私は、吉野川市の職員時代、仕事でごみの減量化の普及啓発に取り組み、それまで燃や

していた雑紙の分別回収の仕組みを作り、資源として回収するとともに、ごみ焼却の費用を約2,600万円削減しました。

その市民啓発のため、3人集まれば呼ばれたところに出向き、雑紙の分別方法や生ごみの減量化のための段ボールコンポストの普及のため出前講座に1年中出向きました。

何はともあれ、啓発が大切です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第1条の目的では、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別保管、収集、運搬、再生、処分の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることとあります。

さらに、国及び地方公共団体の責務として、第4条第4項では、国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならないとあります。

そこで、手始めとして県庁において県民の皆さんに、捨てている物でも資源化ができる啓発のため、資源回収ボックスを目立つところに設置してはどうでしょうか。

例えば、使用済み歯ブラシは、改修費用も含めメーカーが全て自社の費用負担で行っています。そして、1本につき2円に換算しての本などを頂けます。

吉野川市など県内でも取り組んでいる自治体もありますので、ごみ減量化の県民啓発の一環の意味も含めて、使用済み歯ブラシの回収に協力してはと思いますがいかがでしょうか。

美保グリーン社会推進課長

ただいま岡田委員から、ごみの資源化県民啓発の一環としての意味も含めて、使用済み歯ブラシの回収に協力してはどうかという御質問を頂きました。

県民の皆様、それからNPO団体、企業、行政などそれぞれが持つ強みを生かしまして、かつ連携してごみの減量、資源化を推進していくということは、循環型社会を実現していく上で重要な取組と考えております。

県におきましては、これまで有用なリサイクル製品及び3Rモデル事業所の認定、食品ロス削減に向けましては、とくしま食べきるんじょ協力店の登録やフードドライブの実施、またとくしま環境県民会議と連携いたしましたマイバッグ、マイボトルのキャンペーンの開催、小中学校への3R啓発講座の実施、サステナブルファッションの普及啓発など、資源循環やごみの減量に向けました意識の醸成や普及啓発を進めてまいったところでございます。

また、1事業者の県といたしましても、紙類についてはコピー用紙、新聞紙、雑誌、段ボール等に、それからスチール缶、アルミ缶、瓶、ペットボトル、割り箸、使用済み乾電池などの分別回収を実施しております。

委員お話しのお取組につきましては、歯ブラシの製造販売を行う会社と海外に拠点を置くりサイクル企業の提携によりまして実施されているプログラムでございます。

資源循環型社会への貢献を目的に実施されているものでございまして、県といたしましても民間主導による重要な取組であると考えてございます。

現在、県内における自治体の取組といたしましては、吉野川市や小松島市では自治体としてこのプログラムに登録して、回収箱を設置している事例、徳島市や松茂町ではこの取

組に参画している民間団体の協力として回収箱を設置している事例があると認識しているところでございます。

そこで、県といたしましては、こうした取組の拡大に向け各家庭ごみの回収処理を行う市町村に対しまして、ごみの減量や資源化に有効な取組を好事例といたしまして紹介してまいりたいと考えております。

また、お話のありました県としての協力の在り方につきましては、組織団体が主導する大規模大量一括回収を支援するものではないとの注意事項があることなど、持続可能な運用を行うために確認すべき点もございまして、先行して実施しております市町村への問合せも行いながら、鋭意検討して進めてまいりたいと考えております。

岡田（晋）委員

資源循環型社会の実現に向けての啓発のため、またSDGs 12番目のつくる責任、つかう責任の生産者から最終消費者まで、あらゆる人を巻き込みながら持続可能な消費とライフスタイルについて、県民の皆さんに啓発と十分な情報を提供することにより、混ぜればごみ、分ければ資源の取組として重要だと考えます。

そのために、県庁に使用済み歯ブラシ回収ボックスを設置していただき、県の広報誌やホームページで県民の皆さんにお知らせし、量は僅かであってもごみ減量化の新たな意識付けの県民啓発の取組として実現をよろしく願いして質疑を終わります。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号、議案第4号、議案第15号

以上で危機管理環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よってさよう決定いたしました。

次に、当委員会の後期の県内視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、令和6年1月19日に県中央部において、危機管理施策や県土整備施策に関する取組等を調査するため、関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（12時16分）